

**守口市介護予防支援事業**

**（通いの場補助金）**

介護予防に取り組む高齢者の団体を応援します！
みなさんも「通いの場」で活動しませんか？

◆通いの場ってなに？

住民等が主体となって運営し、介護予防を目的とした体操や趣味活動等を行う場所のことで、住民同士が気軽に集える居場所です。

◆どんな活動をするの？

体操などの運動、脳トレ、趣味活動など、介護予防を目的とした活動

◆どんな効果があるの？

定期的に会場に通い、体操等に取り組むことは、介護予防の一環となります。また、仲間同士の交流による生きがいにも繋がります。

◆補助対象になる要件は？

以下すべてに該当する団体は申請対象です。

* 活動拠点は守口市内である
* 住民主体で運営している

※講師が主催する、いわゆる習い事は対象外

* 活動目的は介護予防である
* 参加者は特定の地域住民など限定されず、年齢、性別に関わらず幅広く受け入れ可能である
* 年間を通じて継続的に実施する
* 月１回以上、１回につき１時間以上開催する
* 開催日時を定めて、定期開催する
* 高齢者（65歳以上）の参加者が5人以上いる
* 営利活動、政治活動、宗教活動を目的としていない
* 他の類似する事業で助成をうけていない

◆どのような補助があるの？

|  |  |
| --- | --- |
| **消耗品** | 事務用品、日用品など（例）名簿作成用のノートやペン、手指消毒液、除菌シート、体操用のCD・DVDなど |
| **印刷製本費** | コピー代（例）会員募集のチラシ印刷費、脳トレ問題のコピーなど |
| **郵便料** | 郵送料、切手代（例）お休みの会員に予定表を送る際の郵便代など |
| **会場借上料** | 会場の使用料（例）コミュニティセンター、自治会館などの会場費用 |

**◆**補助対象外は？

|  |  |
| --- | --- |
| **個人で所有するもの** | ユニホーム、マスク、体操用の個人ボールなど |
| **飲食費** | 飲料水、茶菓子 |
| **講師料** | 講師謝礼 |
| **備品購入費** | ラジカセ、DVDデッキなど |
| **支出内容が確認できないもの** | 領収書を紛失した、レシートに購入日時や商品名が印字されていないもの |

◆補助金額は？

運営に要する経費が対象で、開催頻度により上限が異なります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **月1回　12,000円** | **月2回以上　24,000円** | **週1回以上　48,000円** |

※年度途中で開始、廃止、長期活動休止の場合は、活動月数に応じて上限額が変わります。下記の一覧表を参照してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **活動月数** | **月１回以上** | **月２回以上** | **週１回以上** |
| １２か月 | １２，０００円 | ２４，０００円 | ４８，０００円 |
| １１か月 | １１，０００円 | ２２，０００円 | ４４，０００円 |
| １０か月 | １０，０００円 | ２０，０００円 | ４０，０００円 |
| ９か月 | ９，０００円 | １８，０００円 | ３６，０００円 |
| ８か月 | ８，０００円 | １６，０００円 | ３２，０００円 |
| ７か月 | ７，０００円 | １４，０００円 | ２８，０００円 |
| ６か月 | ６，０００円 | １２，０００円 | ２４，０００円 |
| ５か月 | ５，０００円 | １０，０００円 | ２０，０００円 |
| ４か月 | ４，０００円 | ８，０００円 | １６，０００円 |
| ３か月 | ３，０００円 | ６，０００円 | １２，０００円 |
| ２か月 | ２，０００円 | ４，０００円 | ８，０００円 |
| １か月 | １，０００円 | ２，０００円 | ４，０００円 |

◆申請の流れ

◎４月（活動開始月）

補助金交付申請書を記入し、市に提出します。

記入方法が分からず、質問がある場合はご来庁前に担当者にお問い合わせください。提出は来庁、郵送、メールでも構いません。

　　申請後、代表者の方に交付額決定通知が届きます。

◎４月～３月

　　活動を行ってください。活動期間中は活動報告書を作成しましょう。

　　なお、活動中に変更が生じた場合は、別途申請手続きが必要です。

◎３月末～

　　活動最終日以降に実績報告書の提出を行います。

　　例年、窓口が混雑するため、早めに手続きを済ませましょう。

　　領収書（コピー可）、請求書も合わせて提出してください。

◎４月～５月

　通知が届くとともに、指定口座に入金されます。

◆通いの場を立ち上げたい場合は？

　お近くの地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが支援を行います。まずはお気軽にご相談ください♪

**【お問合せ先】**

守口市 健康福祉部 高齢介護課

〒570-8666

守口市京阪本通２丁目５番５号

電話　06-6992-1610

メール　Mori\_kaigo@city-moriguchi-osaka.jp